

船舶事故調査報告書

平成29年7月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年12月27日 07時32分ごろ
発生場所	岡山県瀬戸内市牛窓港 牛窓港一文字防波堤東灯台から真方位116°180m付近 (概位 北緯34°36.8′ 東経134°09.9′)
事故の概要	漁船応樹丸は、南東進中、また、プレジャーボートからこと8号は、南進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年1月18日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 応樹丸、7.9トン OY2-710（漁船登録番号）、個人所有 B プレジャーボート からこと8号、5トン未満（長さ6.8m） 271-23190岡山、一般社団法人瀬戸内市緑の村公社
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 左舷船尾部外板及び船外機に破損
気象・海象	気象：天気 雨、風向 西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、牛窓港の棧橋から出航し、船長Aが操舵室で立って操船に当たり、牛窓港内を約3ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で手動操舵により南東進していた。 船長Aは、航行を続けていたところ、衝撃を感じ、A船とB船とが衝突したことを知った。 船長Aは、A船の船首方に死角が生じることを承知していたが、本事故当時、船首方に他船がないものと思い、死角を補う見張りを行っていなかった。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、牛窓港の別の棧橋から出航し、船長Bが操縦席に腰を掛けて操船に当たり、牛窓港内の前島北西岸の棧橋（以下「前島棧橋」という。）に向けて牛窓港内を約2.5knの速力で手動操舵により南進していた。 船長Bは、前島棧橋から出航するフェリーの動向に注意しながら航行していたところ、衝撃を感じ、B船とA船とが衝突したことを知った。
分析	A船は、船長Aが、船首方に他船がないものと思い、死角を補う

	<p>見張りを行っていなかったことから、船首方のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、船長Bが、船首方の前島棧橋から出航するフェリーに注意を向け、周囲の見張りを適切に行っていないことから、船尾方から接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が南東進中、B船が南進中、船長Aが死角を補う見張りを行っておらず、また、船長Bが周囲の見張りを適切に行っていないため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 常時適切な見張りをを行うこと。